

第 82 号議案品川区立児童センター条例の一部を改正する条例について 第 83 号議案品川区立保育所条例の一部を改正する条例について

1. 改正理由

建替え・改修による保育園・児童センターの移転により、所在地を変更する。

2. 改正内容

(1) 八潮北保育園

大規模改修終了後、本園舎への移転による所在地の変更

【施行期日】令和2年4月1日

(2) 八潮西保育園

大規模改修に伴う仮園舎（旧八潮南保育園）への移転による所在地の変更

【施行期日】令和2年5月1日



(3) 東大井保育園・児童センター

改築に伴う仮施設（東大井公園）への移転による所在地の変更

【施行期日】 令和2年9月1日



3. 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

品川区立児童センター条例新旧対照表

新	旧																
<p style="text-align: center;">○品川区立児童センター条例 (設置)</p> <p>第2条 センターの名称および所在地は、別表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(事業)</p> <p>第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) センターの利用に関すること。</p> <p>(2) 健全な遊びをとoshi、児童の集団的および個別的指導を行うこと。</p> <p>(3) こども会、母親クラブ等の地域活動の助長および推進に関すること。</p> <p>(4) 育成相談その他の児童に係る相談に関すること。</p> <p>(5) その他区長が必要と認める事業</p> <p style="text-align: center;">(損害賠償)</p> <p>第6条 使用者は、センターの使用に際して、建物および設備を故意に毀損または滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和2年9月1日から施行する。ただし、第3条第3号および第6条の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>品川区立東大井児童センター</td> <td>東京都品川区東大井三丁目4番4号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	(省略)	(省略)	品川区立東大井児童センター	東京都品川区東大井三丁目4番4号	(省略)	(省略)	<p style="text-align: center;">○品川区立児童センター条例 (設置)</p> <p>第2条 センターの名称および所在地は、別表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(事業)</p> <p>第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) センターの利用に関すること。</p> <p>(2) 健全な遊びをとoshi、児童の集団的および個別的指導を行うこと。</p> <p>(3) こども会、母親クラブ等の地域活動の助長、推進に関すること。</p> <p>(4) 育成相談その他の児童に係る相談に関すること。</p> <p>(5) その他区長が必要と認める事業</p> <p style="text-align: center;">(損害賠償)</p> <p>第6条 使用者は、センターの使用に際して、建物および設備を故意にき損または滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>品川区立東大井児童センター</td> <td>東京都品川区東大井一丁目22番16号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	(省略)	(省略)	品川区立東大井児童センター	東京都品川区東大井一丁目22番16号	(省略)	(省略)
名称	所在地																
(省略)	(省略)																
品川区立東大井児童センター	東京都品川区東大井三丁目4番4号																
(省略)	(省略)																
名称	所在地																
(省略)	(省略)																
品川区立東大井児童センター	東京都品川区東大井一丁目22番16号																
(省略)	(省略)																

品川区立保育所条例新旧対照表

新	旧																																										
<p>○品川区立保育所条例 (設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第3項の規定に基づき、品川区立保育所(以下「保育所」という。)を別表のとおり設置する。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例中別表35の部品川区立八潮北保育園の項の改正規定は令和2年4月1日から、同表36の部品川区立八潮西保育園の項の改正規定は同年5月1日から、同表11の部品川区立東大井保育園の項の改正規定は同年9月1日から施行する。</u></p> <p>別表(第1条関係)</p> <table border="1" data-bbox="185 742 1106 1157"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>品川区立東大井保育園</td> <td>東京都品川区東大井三丁目4番4号</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>品川区立八潮北保育園</td> <td>東京都品川区八潮五丁目1番3号</td> </tr> <tr> <td>36</td> <td>品川区立八潮西保育園</td> <td>東京都品川区八潮五丁目8番41号</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名称	所在地	(省略)	(省略)	(省略)	11	品川区立東大井保育園	東京都品川区東大井三丁目4番4号	(省略)	(省略)	(省略)	35	品川区立八潮北保育園	東京都品川区八潮五丁目1番3号	36	品川区立八潮西保育園	東京都品川区八潮五丁目8番41号	(省略)	(省略)	(省略)	<p>○品川区立保育所条例 (設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第3項の規定に基づき、品川区立保育所(以下「保育所」という。)を別表のとおり設置する。</p> <p>別表(第1条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1171 742 2092 1157"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>品川区立東大井保育園</td> <td>東京都品川区東大井一丁目22番16号</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>品川区立八潮北保育園</td> <td>東京都品川区八潮五丁目8番41号</td> </tr> <tr> <td>36</td> <td>品川区立八潮西保育園</td> <td>東京都品川区八潮五丁目4番16号</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名称	所在地	(省略)	(省略)	(省略)	11	品川区立東大井保育園	東京都品川区東大井一丁目22番16号	(省略)	(省略)	(省略)	35	品川区立八潮北保育園	東京都品川区八潮五丁目8番41号	36	品川区立八潮西保育園	東京都品川区八潮五丁目4番16号	(省略)	(省略)	(省略)
番号	名称	所在地																																									
(省略)	(省略)	(省略)																																									
11	品川区立東大井保育園	東京都品川区東大井三丁目4番4号																																									
(省略)	(省略)	(省略)																																									
35	品川区立八潮北保育園	東京都品川区八潮五丁目1番3号																																									
36	品川区立八潮西保育園	東京都品川区八潮五丁目8番41号																																									
(省略)	(省略)	(省略)																																									
番号	名称	所在地																																									
(省略)	(省略)	(省略)																																									
11	品川区立東大井保育園	東京都品川区東大井一丁目22番16号																																									
(省略)	(省略)	(省略)																																									
35	品川区立八潮北保育園	東京都品川区八潮五丁目8番41号																																									
36	品川区立八潮西保育園	東京都品川区八潮五丁目4番16号																																									
(省略)	(省略)	(省略)																																									